ロ　通所給付費等単位数表第1の1の注10のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1)　通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

(2)　通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(3)　別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ハ　通所給付費等単位数表第1の1の注10のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を三以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(2)　別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

四　（略）

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「理学療法士等」という。）を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第1の1のロを算定する指定児童発達支援事業所にあっては言語聴覚士を除き、通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所にあっては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ・ハ　（略）

四の二　（略）

五　（略）

（略）

イ　指定通所基準第三十七条（指定通所基準第五十四条の五及び第五十四の九において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ・ハ　（略）

四　通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が難聴児である場合にあっては言語聴覚士を除き、重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）である場合にあっては理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。

ロ・ハ　（略）

四の二　（略）

五　通所給付費等単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定通所基準第三十七条（同令第五十四条の五において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ・ハ　（略）